

政府米の販売等業務の包括的な民間委託の概要

1. 経緯

農林水産省は、地方組織における戸別所得補償制度関連業務、食品安全管理業務（米トレサ）等に的確に対応する観点から機構改革を実施し、地方農政事務所を廃止し全国65箇所の地域センターを設置するとともに、米麦の売買・管理業務についても、地方の現場段階を中心に大幅にスリム化することとされた。

これを受けて、機構改革が実施される平成22年10月以降、現場の出先機関（地域センター）においては、米の売買・管理業務を実施しないこととし、これまで個別に委託実施してきた政府米の販売、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）は、民間事業体に包括的に委託する。

2. 受託事業体の競争参加資格

政府は、継続的な販売等業務の実施を確保する一方、独占的な状況を避けるため、次の要件を満たす者の中から、複数の民間事業体（複数の企業から成る共同企業体を含む。）に販売等業務を委託する。（業務を受託した事業体を以下「受託事業体」という。）

- ① 米穀を適正かつ円滑に販売することができるよう、全国各地に一定数の支店・営業所を有する等、一定の販売力を有すること
- ② 米穀の保管、運送等を自ら実施する場合には、これらの業務に関する一定のノウハウ・経験を有すること
- ③ 日本において設立された法人で、一定の財務基盤を有すること
- ④ コンプライアンス体制及び情報管理システムが整備されていること
- ⑤ 申請者又はその役員が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること

3. 受託事業体の選定手続

受託事業体の選定は毎年度実施し、選定された受託事業体は、当該年度に買い入れられる国産米及びMA米（平成22年度の契約においては、平成22年9月末の在庫米穀を含む。）の販売等業務を行う。

競争参加者は、事務手数料（米穀の販売数量に対する手数料（円/ト））及びMA米の取扱希望数量（10万t単位。ただし、一受託事業体ごとの取扱いは、当該年度の委託MA米の数量全体の一定割合を上限とする。）を提示する。

政府が定める予定価格以下の事務手数料を提示した事業体については、安価な事務手数料を提示した事業体から順に、当該事業体のMA米の取扱希望数量の和が当該年度の委託MA米の数量に達するまで、当該事業体を受託事業体として選定する。

なお、選定された受託事業体のMA米の取扱希望数量の和が当該年度の委託MA米の数量に達しなかった場合には、その差の数量については、選定された受託事業体の間で割り当てる。

4. 主な契約内容

(1) 契約期間

受託事業体が、受託した米穀を販売することを基本とするとの考え方から契約期間を定めることとし、平成22年度の契約期間については、平成22年10月から平成26年3月末までの3年半とする。

(2) 契約金額

受託事業体ごとに、選定手続時に示した事務手数料に販売した米穀の数量を乗じた額を支払う（概算払い）。また、これ以外に、保管、運送等に要する各種経費については、予定価格の範囲内の単価に業務量を乗じて得た額を支払う（実績払い）。

5. 各受託事業体を取り扱う米穀の特定

(1) 国産米

政府は、あらかじめ、47都道府県を在庫量、販売実績量等を勘案して複数のグループに分類し、受託事業体は、それぞれのグループの中から希望都道府県を選択し、当該選択した都道府県において当年度（平成22年度は10月以降）に買い入れられる米穀を取り扱う。

なお、平成22年9月末の在庫国産米についても、上記と同様に政府が47都道府県をグループ分けし、受託事業体が、それぞれのグループの中から希望都道府県を選択する方法によって割り当てる。

(2) MA米

受託事業体は、当年度に買い入れられるMA米についての需要情報（時期別・輸入希望港別の輸入希望数量等）を踏まえた年間販売計画を政府に報告し、これを踏まえ、政府が輸入ごとの輸入量及び輸入港を決定し、当該輸入港において引渡しを受ける。

（引渡しを受ける受託事業体は、政府が決定した輸入港において、輸入量を保管できる倉庫（輸入港の各岸壁から10km以内に所在し、通関・くん蒸が可能なもの）を確保する。）

なお、平成22年9月末の在庫MA米については、受託事業体の希望を踏まえ、倉庫単位で割り当てる。

(3) 備考

政府が別に指示しない限り、受託事業体は、(1)及び(2)により特定された米穀を、自らの負担で他の都道府県や倉庫に移動させることができる。また、契約期間開始後に、一部の受託事業体が撤退するなどの事態が発生した場合には、政府の指示により、追加的に取扱米穀が発生することがある。

6. 業務内容

受託事業体は、5により特定された米穀の販売、保管、運送、販売時におけるカビチェック及びカビ毒検査、変形加工並びにとう精等を実施するものとする。

なお、受託事業体は、販売に係る業務を除き、保管、運送、変形加工等の業務を他の民間事業者を実施させることができるが、その場合には、あらかじめ国の承認を得なければならないものとする。